

1. 達成目標の設定理由等

施策(1) バイオマスを機軸とする新たな産業の振興

【目標】①
バイオマスを活用した持続可能な事業創出により生み出された経済的価値による、農業振興や地域活性化の実現

(ア) バイオマス産業都市の構築
【測定指標の選定理由】
技術とバイオマスの選択と集中によりバイオマスの事業化を重点的に推進する「バイオマス事業化戦略」が平成 24 年9月に策定され、地域のバイオマスを活用した事業化等を目指すバイオマス産業都市の構築が位置付けられたことを受けて、平成 25 年度より、関係7府省が共同でバイオマス産業都市の構築を推進していることから、測定指標として選定した。
※関係7府省：内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】
「農林水産業・地域の活力創造プラン」において、「バイオマス産業都市を 2018 年までに約 100 地区構築する」とこととされているため、これ为目标値として選定した。
年度毎目標値については、目標値と達成年度までの年数とを勘案の上、毎年度一定数増加するものとして算出して設定した。

バイオマス産業都市の構築
(単位:地区)

年 度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
目標値	—	51	68	85	100
実績値	22	34			

(食料産業局作成)

【把握の方法】
関係7府省が合同で募集し、有識者委員会による評価を経て、バイオマス産業都市として選定した地区の数を集計。

【達成度合の判定方法】
$$\text{達成度合}(\%) = (\text{当該年度の実績値}) \div (\text{当該年度の目標値}) \times 100$$

A'ランク 150 %超、A ランク: 90 %以上 150 %以下、B ランク: 50%以上 90%未満、
C ランク: 50%未満

施策(2) 農村における地域が主体となった再生可能エネルギーの生産・利用

**【目標】①
再生可能エネルギー
の生産・利用の促進**

(ア) 再生可能エネルギーを活用して地域の農林漁業の発展を図る取組を行う地区数

【測定指標の選定理由】

農山漁村には、土地、水、バイオマス等の再生可能エネルギーに利用できる資源が豊富に存在しており、これら資源を活用した再生可能エネルギー発電による収入を地域の農林漁業の発展に活用する多様な取組が、今後、全国各地で始まることを見込まれるところ。

このような多様な取組を図る指標としては、電力量を把握するよりも、取組を行う地区数を把握することが適当であることから、指標として設定した。

【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】

農山漁村に存在する資源を活用した再生可能エネルギー発電は、太陽光発電、小水力発電、バイオマス発電など多様である。また、発電を行う事業主体や発電規模、売電収入の地域への還元方法など、地域によって多種多様な取組が行われている。

これらを地域の事情に応じて組み合わせることにより、各都道府県においてそれぞれ2地区程度、全国で 100 地区の事例を育成することにより、新たに再生可能エネルギー事業に取り組もうとする事業主体が、事例を参考に取組を行うことが期待できるため、30 年度を目標年度として目標値を設定したところ。

なお、電源の種類等によりそれぞれ準備期間が異なることから、予め年度ごとの目標値を設定することは適当ではないため設定していない。

【把握の方法】

補助事業における事業実施主体の状況報告や地方農政局等からの聞き取り等により把握。

【達成度合の判定方法】

評価に当たっては、各年度ごとの新規取組数を基本としつつ、農山漁村における再生可能エネルギー導入の検討状況等を総合的に分析し、判定する。

(イ) 小水力発電等の再生可能エネルギーの導入に向けた計画作成に着手済みの地域数

【測定指標の選定理由】

土地改良長期計画(平成 24 年3月 30 日閣議決定)では、「農業用排水施設の更新整備に当たって、これら施設への電力供給等により土地改良区等の維持管理費の低減を図るべく、農業用水が有するエネルギーの有効活用を図る小水力発電施設の導入を促進する」とされ、小水力発電等の再生可能エネルギーの導入に向けた計画作成を平成 28 年度までに約 1,000 地域で着手することとしていることから、「小水力発電等の再生可能エネルギーの導入に向けた計画作成に着手済みの地域数」を測定指標として選定した。

【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】

各年度においては、目標を達成するために毎年度一定割合で小水力発電等の再生可能エネルギーの導入に向けた計画作成に着手済みの地域数を増加させることとする。

【把握の方法】

農林水産省農村振興局調査により把握。

【達成度合の判定方法】

達成度合(%)=(当該年度の実績値)／(当該年度の目標値)×100

A'ランク: 150 %超、A ランク: 90 %以上 150 %以下、B ランク: 50 %以上 90 %未満、
C ランク: 50 %未満

2. 用語解説

注1 土地改良長期計画	土地改良法の規定により、土地改良事業の計画的な実施に資するため、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴いた上で計画案を作成し閣議決定。計画期間は、5年を一期として、土地改良事業の実施の目標及び事業量を決定。
注2 再生可能エネルギー	国際再生可能エネルギー機関(IRENA)憲章によれば、「再生することが可能な資源から持続可能な態様で生産されるあらゆる形態のエネルギーをいい、特にバイオエネルギー、地熱エネルギー、水力電気、海洋エネルギー、太陽エネルギー、風力エネルギーを含む」とされている(出典:資源エネルギー庁「エネルギー白書」(2010)) このうち、「再生可能エネルギー電気」とは、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法においては、再生可能エネルギー発電設備を用いて再生可能エネルギー源を変換して得られる電気とされている。 再生可能エネルギー源:太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス等